

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 告示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○保安林の指定の解除の予定

○建設業許可の取消し

○宮城県上沼高等学校の農産物の販売に係る物品売扱代金の徴収事

○教育委員会定例会の開催

○教育委員会の委託(二件)

○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売扱代金の徴収事務の委託(二件)

○土地改良事業の工事の完了の届出

○人事委員会

○教育委員会

○人事委員会

○人事委員会規則十一・十三(職員団体の登録に関する条例施行規則)の一部を改正する規則

## 告示

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一五三〇〇三九一 番九十九号	沖野訪問介護サービス 仙台市若林区沖野七丁目九	有限会社沖野電気工事	平成二十一年四月十三日

○宮城県告示第四百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

告示する。  
平成二十一年五月十二日  
○宮城県告示第四百五十一号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第四百五十一号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証があつたので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年五月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称  
一 代表者の氏名特定非営利活動法人 やくら百姓塾  
加藤 孝志二 主たる事務所の所在地  
加美郡加美町字味ヶ袋新坂一番三 定款に記載された目的  
この法人は、老若男女・国籍を問わず、広く農業に関心を持つ人々に

対して学ぶ場を提供し、地域住民と積極的に親交を重ねつつ交流人口

を増加させながら、産業観光によるまちづくりをおこなうことを目的とする。その為特に都市部の人々と文化・芸術・スポーツなどの面で

も交流を推進し、国際的な商品競争力を持つ商品開発や消費者保護の活動等、あらゆる事業に対して参画していく体制を作り上げてい

く。加えて山間地域の環境保護及び安全活動・健康増進・子どもの健

全育成についてもその協力を期待するところは大きい。これらを総合的に情報発信しながら、「一生元気に過ごせる里」「健勝の里やくら」

のブランド化を目指し、「移住したくなる街」づくりを推進していく。

四 申請のあった年月日 平成二十一年四月二十四日

○宮城県告示第四百五十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

告示する。  
平成二十一年五月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

大崎市鳴子温泉字岩渕六の二、六の三  
二保安林として指定された目的  
士砂の流出の防備

三解除の理由  
道路用地とするため

○宮城県告示第四百五十四号  
建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年五月十二日

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年五月一日

二 商号又は名称等

宮城県知事 村井嘉浩

有限会社鈴木工兵 彦工業	上野 崇	株式会社メック ト東北幹雄	有限会社日々澤 長田 仁喜	岩沼市吹上一丁目八 十三	崎六 亘理郡山元町小平字須	主たる営業所の所在地
登米市南方町西山成前 二百六・一	名取市田高字南二十八 一	仙台市泉区明通一丁目 一	塩竈市宋町一・十六 一	長田 仁喜	崎六 亘理郡山元町小平字須	主たる営業所の所在地
第十般 九号 万 六千四 七 七 四	百第般 七号 一 四千二 二	八第般 十一号 一万五千 百	百第般 六号 一万三千 九	十第般 六号 一万十七 千七 百六	十第般 六号 一万二 千八	許建 可設 番号業
一般部 石とひ 工事 水道工 施設工 事業	一般部 土工事 業	一般部 土工事 業	一般部 土工事 業	一般部 土工事 業	一般部 土工事 業	工を申請区分及び許 可取り消した建 設の種類
平成 四十 四年 三日	平成 四十 一年 三日	平成 四十 一年 三日	平成 四十 一年 四月 十四日	平成 四十 一年 四月 三日	平成 四十 一年 四月 九日	受付年月日

三 許可取消しの原因  
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百五十五号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のなかだ農産物直売所における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

小野寺昇一業 有限公司	佐藤長太郎 有限会社大丸工	佐々木修 株式会社東北菱	松和テクノ吉則 松和テクノ吉則
仙台市宮城野区蒲生字 南屋ヶ城一・二十二	仙台市青葉区台原二丁 目五・二十九	仙台市太白区越路二十 町仙台市宮城野区日の出 二丁目五・六	八・一
百第般 七号 一万九 千九	百第般 十一号 一万九 千九	百第般 七号 一万九 千九	百第般 七号 一万九 千九
一般部 土工事 業	一般部 土工事 業	一般部 土工事 業	一般部 土工事 業
平成二十 四年十月 三十日	平成二十 四年十月 三十日	平成二十 四年十月 三十日	平成二十 四年十月 三十日

一 委託の相手方  
登米市中田町石森字本町九十五番地の一 なかだ農産物直売所管理運営組合

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十六号  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月十二日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方  
仙台市青葉区上杉一丁目一一番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

## 二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○富城県告示第四百五十七号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみどりの農業協同組合ファーマーズマーケットにおける販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 委託の相手方

遠田郡美里町素山町一番地 みどりの農業協同組合

遠田郡美里町素山町一番地 株式会社みどりのサービス

黒川郡大和町吉岡字北原西七十二 株式会社エーコープ宮城

## 二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○富城県告示第四百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月十一日

宮城県知事 村井嘉浩

## 一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

遠田郡美里町素山町一番地 みどりの農業協同組合

## 二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○富城県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十一年五月十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東野真人

## 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従つて傍聴しなければならない。

平成二十一年五月十一日

宮城県教育委員会

委員長 大村虔一

一日 時 平成二十一年五月十五日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 平成二十一年度政策評価・施策評価基本票の作成について

2 職員の人事について

3 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

4 産業教育審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参考した傍聴希望者に対する行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

3 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一・二二一・二二六一）

## 人事委員会

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
河南矢本土地改良区	河南	特定農業用管水路等	平成二十一年二月二十日

人事委員会規則十一・三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を改正する規則をこのに  
公布する。

平成二十一年五月十二日

宮城県人事委員会

委員長 石附成二

○人事委員会規則十一・三・一

人事委員会規則十一・三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を改正する規則  
人事委員会は、人事委員会規則十一・三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を次のように改定する。

第一条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四条」を「職員団体等  
に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。